

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 <u>人工透析内科</u> 気管食道科 神経科 (又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 <u>肛門外科</u> 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科 (又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科 (又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(局本庁の職の設置)</p> <p>第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。</p> <p>事務職員及び技術職員をもつて充てる職</p> <p>(1) 主事</p> <p>(2) 技師</p> <p><u>(3) 医師</u></p> <p>(業務指導監)</p> <p>第17条の3 <u>課</u>に業務指導監を置くことができる。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 気管食道科 神経科 (又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科 (又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科 (又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(局本庁の職の設置)</p> <p>第14条 局本庁に法令の規定により置かれる職及び次条から第17条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。</p> <p>事務職員及び技術職員をもつて充てる職</p> <p>(1) 主事</p> <p>(2) 技師</p> <p>(業務指導監)</p> <p>第17条の3 <u>局業務課</u>に業務指導監を置くことができる。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。</p>

臨床部 (略)	臨床部 (略)
研究部 (略)	研究部 (略)
情報調査部 (略)	情報調査部 (略)
地域連携・相談支援センター	地域連携・相談支援センター
地域連携・相談支援センター長 <u>地域連携・相談支援センター副センター長</u> 看護師長 副看護師長	地域連携・相談支援センター長 看護師長 副看護師長
緩和ケアセンター (略)	緩和ケアセンター (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。